

J R 三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、J R 7社が誕生しました。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生することを目的として実施され、新幹線や都市圏の路線を有するJ R 東日本、東海、西日本の本州三社は、これまで堅調な経営を確保し、株式を上場して完全民営化を果たしました。しかし、J R 北海道、四国、九州のJ R 三島会社とJ R 貨物については、経営基盤がぜい弱で、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など自助努力を重ねてきましたが、来年4月にJ R 発足25年の節目を迎える今日もなお経営自立化のめどが立っていない現状にあります。

国は、J R 三島・貨物会社の経営支援に向け、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の資金を活用した支援策を実施すべく、本年3月8日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案を衆議院に提出し、国会審議を経て6月8日に衆参両院本会議で可決成立しました。

こうした中、本年度末には、J R 三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えます。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R 三島・貨物会社の社会的な役割といまだ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、J R 発足25年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

よって、国におかれましては、次年度の税制改革において、下記の点について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 J R 三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置、いわゆる承継特例、三島特例、新車特例等を恒久化すること。
- 2 J R 三島・貨物会社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。
- 3 J R 三島・貨物会社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年9月27日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣